

「福山市地域福祉計画 2027」の策定について

1 策定の趣旨

本市では、「支え合いながら すべての市民がいきいきと心豊かに 安心して暮らせる共生のまち ふくやま」を基本理念に、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）を計画期間とする「福山市地域福祉計画2022」を策定した。本計画では、今後地域福祉の重要性が高まる中、誰もが役割を持ち、社会から孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、協働し取り組むための具体的な取組方法を定めた。

2026年度（令和8年度）で「福山市地域福祉計画2022」の計画期間が終了することに伴い、より効果的な取組を計画的に推進するための見直しを行い、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）の5か年を計画期間とする「福山市地域福祉計画2027」を策定する。

2 法令の根拠等

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定するものである。

《関係法令》

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

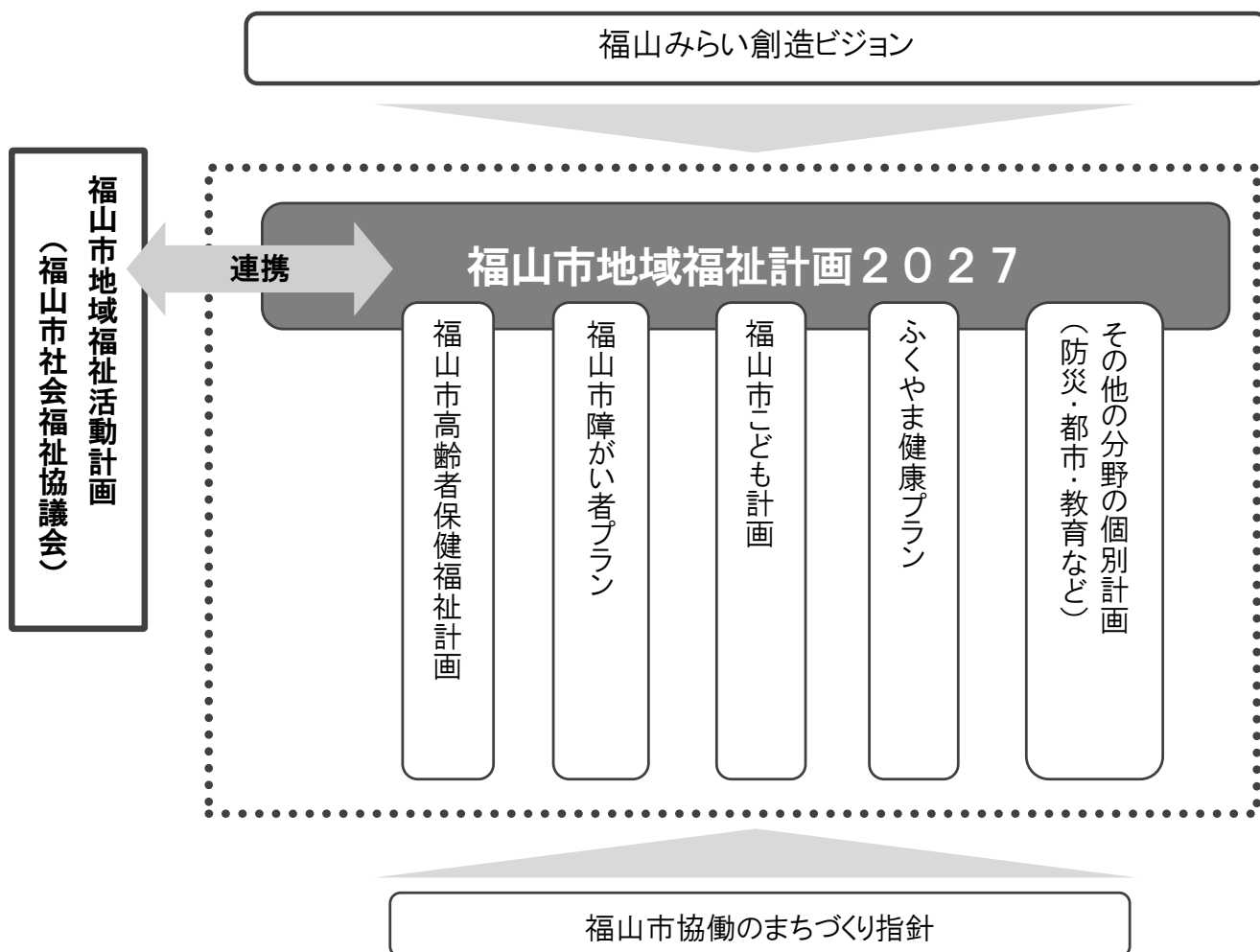
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 他の計画との関連

本計画は、福山みらい創造ビジョンを上位計画とし、その中の福祉の分野についての考え方を示すとともに、個別の福祉計画の地域福祉に関する分野を横断するものとして位置づけられる。行政施策だけでは行き届かない部分を地域で支えあうために、一人ひとりの役割や地域、ボランティア・NPO、社会福祉事業者等の役割を示す。

また、福山市社会福祉協議会が策定する「福山市地域福祉活動計画」においては、本計画の理念をもとに、地域福祉活動やボランティア活動を進めるうえでの具体的な取組の方針を示す。

2018年施行された改正社会福祉法により「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、「上位計画」として位置付けられた。



4 計画の策定体制

本計画は行政の広範な部分に関連するため、計画の策定に際しては、関連計画策定課及び記載事項関係課において見直し案の作成を行う。案の作成にあたっては、様々な市民ニーズの把

握に努め、見直しを進めていく。また、行政内部だけでなく幅広い意見を反映させていく必要があるため、地域福祉活動団体等の意見集約やパブリックコメントを実施するとともに、専門的見地からの意見をいただくため、本審議会に計画案を諮問する。

5 スケジュール

	現状把握		計画策定	社会福祉 審議会	意見の反映
2026年	社会動向の整理				
5月	上位計画・関連計画 との整合	地域活動団体等 ヒアリング		全体会 ※諮問	
6月	現行計画の評価・検証		骨子の作成		
7月					
8月			素案の作成	審議予定	
9月					
10月					
11月				審議予定	
12月					パブリックコメント
2027年			概要版作成		
1月					
2月				審議予定	
			計画内容確認	※答申	
3月			計画確定		